

第 号	法人市民税更正(決定)通知書			
納税者				年 月 日
住所 (所在地)				
氏名 (名称)	様			
				美唄市長 印
地方税法第321条の11の規定により下記のとおり更正(決定)しましたので通知します。				
納 税 者	所 在 地			
	法 人 名		代 表 者 氏 名	
事 業 年 度	年 月 日	から		
	年 月 日	まで		
摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額	
よ更正課税標準等に	均等割額 (a)	—		
	法人割税額 (b)			
	計(a)+(b) (c)	/		
既に確定した法人市民税額 (d)		/		
更正(決定)により納付(減額)する法人市民税額 (c)-(d)		/		
指 定 納 期 限	年 月 日	納 付 (還 付) する 税 額		
備 考				

- 注意 1 納期限までに納付されなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(この通知書に記載された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合))の割合で計算した金額(また、年 月 日から 年 月 日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除されます。)に相当する延滞金を納めなければなりません。この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 この処分については、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。